

相続定期預金

令和6年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期預金 (相続定期預金)
2. 販売対象	当金庫の営業エリアに居住または勤務する個人の方 (個人事業者を含む) で、金融機関 (当金庫以外の金融機関を含む) の相続手続き終了から1年以内に、相続による取得資金を原資に預入いただける方
3. 期間	・定型方式6ヶ月 自動継続 (元金継続、元利金継続) 取扱のみ
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100万円以上かつ相続により取得した金額の範囲内 ※相続による取得資金以外は預入不可 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の「スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期預金の6ヶ月もの当金庫ホームページ表示利率+上乗せ利率年 0.1%」を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期預金の6ヶ月もの当金庫ホームページ表示利率」を適用します ・上乗せ利率については、変更する場合がございます ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優をご利用の場合は除きます)
8. 手数料	・不要です
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年 0.5% 上乗せした利率) ・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、「スーパー定期」「スーパー定期 300」「大口定期預金」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします
11. 金利情報の 入手方法	・金利は当金庫ホームページまたは窓口にてご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当 (9時~17時、電話: 0120-0988-50) にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 静岡県弁護士会 (電話: 054-252-0008) 及び東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話: 03-3517-5825) にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です</p>
13. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ご契約の際、以下の書類を確認させていただきます (当金庫で相続のお手続きをした場合は原則①のみで可) <ul style="list-style-type: none"> ①本人確認書類 ②金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 ③預入者が相続人であることを確認できる書類 ④預入原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます)